

<報道発表資料>

令和7年3月27日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

避妊去勢手術助成の拡大～対象を野良猫に～

野良猫の保護器の貸出開始

人と動物が共生できる社会の実現を目指して

京都市では、京都市動物愛護行動計画において、所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策の推進を掲げ、地域住民の理解のもとで野良猫に一代限りの命を全うさせ、野良猫を減らす京都市まちなこ活動支援事業（以下「まちなこ活動」という。）を重点的な取組として推進しています。

この度、まちなこ活動を補完し野良猫対策を更に推進するため、（公社）京都市獣医師会と連携して実施している、飼い犬猫の避妊去勢手術助成事業の対象に野良猫を加え、助成頭数も拡大（1,000頭→2,000頭）します。また、野良猫の避妊去勢手術を行おうとする市民を対象として、無料での保護器の貸出しを開始します。

【令和7年度犬猫の避妊去勢手術事業の概要】

- 受付開始日時
令和7年4月1日（火）
- 申込条件
次のいずれかに該当する犬・猫であること。
 - (1) 京都市内で飼養されている犬又は猫であること（事業者が販売の用に供する目的等で飼養する犬又は猫を除く。）。ただし、犬については狂犬病予防法に基づく登録を受け、かつ、当該年度の狂犬病予防注射を受けていること。
 - (2) 京都市内に生息する野良猫
- 助成額（飼い犬、飼い猫及び野良猫全て）
5,000円/頭（オス、メス共）
- 助成頭数
2,000頭/年
- 申込方法
京都市情報館又は京都市獣医師会のホームページで手術の実施が可能な動物病院を確認のうえ、希望する公益社団法人京都市獣医師会の会員病院へ、手術の実施前に直接助成

についてお問合せください。

<京都市情報館>

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000321302.html>

<公益社団法人京都市獣医師会の問合せ先>

ホームページ：<https://www.kyoto-shiju.or.jp/>

電話：075-693-9006（受付時間：平日午前10時～午後4時）

【猫の保護器の貸出しの概要】

- 受付開始日時

令和7年4月14日（月）午前9時から

- 申込条件

京都市内に居住している個人で、次のいずれの要件も満たしていること。

(1)保護した野良猫に避妊去勢手術を行う目的で使用する。

(2)保護器の設置場所について、土地所有者等の承諾が得られていること。

(3)自己の責任で保護器の管理ができること。

- 貸出期間

14日以内（貸出しを行った日の翌日を起算日とする。）

- 申込方法

京都動物愛護センターの窓口へ、本人確認書類を御持参のうえ、直接お申し出ください。

申請内容を確認後、その場で保護器を貸出します。

なお、保護器の数には限りがありますので、事前に空き状況を御確認のうえお越しください。

<京都動物愛護センターへのアクセス>

〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町11

電話：075-671-0336 FAX：075-671-0338

（受付時間：午前9時～午後5時（休所日（毎週木曜日）を除く。））

<お問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

電話：075-222-4271